

財務省、文部科学省、
○厚生労働省、農林水産省、告示第一号
経済産業省、環境省

遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針
財務省、文部科学省、

(平成二十九年厚生労働省、農林水産省、告示第一号)の一部を次のように改正する。

経済産業省、環境省

令和三年四月二十八日

財務大臣 麻生 太郎
文部科学大臣 萩生田光一
厚生労働大臣 田村 憲久
農林水産大臣 野上浩太郎
経済産業大臣 梶山 弘志
環境大臣 小泉進次郎

様式第1中「平成」を削り、「氏名印」を「氏名」に改め、備考3を削り、備考4を備考3とし、備考5から備考8までを一つ繰り上げ、同様式備考9中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同備考を同様式の備考8とする。

様式第2中「平成」を削り、「氏名印」を「氏名」に改め、備考3を削り、備考4を備考3とし、備考5から備考9までを一つ繰り上げ、同様式備考10中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同備考を同様式の備考9とする。

様式第3中「平成」を削り、「氏名印」を「氏名」に改め、備考3を削り、備考4を備考3とし、備考5から備考8までを一つ繰り上げ、同様式備考9中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同備考を同様式の備考8とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

2 この告示の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。